



重層的支援体制整備事業が始まりました！

社会福祉法の改正（令和2年6月）により「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月より施行されました。

この事業は、地域の実情に応じて各市町が取り組む任意事業で、本市では令和7年度より事業を開始しました。ますます複雑化する福祉課題に対応する“新たな福祉施策”として、より多くの方々に必要な支援が届けられるよう、市からの委託を受け、市社会福祉協議会が取り組んでいます。

重層的支援体制整備事業とは

子育て・障がい・生活困窮・介護といった分野ごとの相談支援体制では解決に結びきにくい「世帯が抱える生活の困りごと」を解決するために、行政をはじめ関係機関や地域の関係者の方々と連携して属性や世代を問わない「包括的な相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業です。



各事業の概要

～属性を問わない包括的な相談支援体制～

●包括的相談支援事業 “断らない相談支援事業”

子ども・障がい・生活困窮・介護などの属性や世代を問わず、あらゆる相談をお受けします。相談内容に応じて、利用できる制度やサービス情報をご紹介しますり、適切な相談支援機関へおつなぎします。

また、対応が難しい内容についても関係機関と連携しながら相談対応に努めてまいります。

●多機関協働事業 “まるっと地域つながる事業”

様々な相談支援機関と連携し、誰もが適切な支援を受けられる「包括的な相談支援体制」の構築を目指す中で、ご本人やご家族が抱える困りごとに寄り添いながら、必要な支援を継続するとともに、連携する関係機関と情報を共有し、必要に応じて支援内容の調整を行うことで、より適切で効果的なサポートに取り組めます。

また、必要な支援内容に応じて関係機関や関係者と連携して一人ひとりに合った支援プランを作成し、チームで支援を行います。

●アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 “ほっと安心つながるサポート事業”

情報が伝わりにくい方やひきこもり状態にある方、支援につながることを拒んでいる方など、暮らしの課題を抱えながら必要な支援が届いていない方に支援を届ける「アウトリーチ（訪問支援）」を行います。

関係機関や地域の関係者とのネットワークを活用しながら、潜在的な相談者を見つけるとともに、本人と信頼関係を築きながら必要な支援につないでいきます。

●参加支援事業 “出会いとつながりの場事業”

ご本人の希望や状況に合わせた活動先の紹介をはじめ、地域や社会への参加のきっかけづくりをサポートするとともに、安心して参加し続けられるよう寄り添いながら地域や社会とのつながりを築いていく支援を行います。

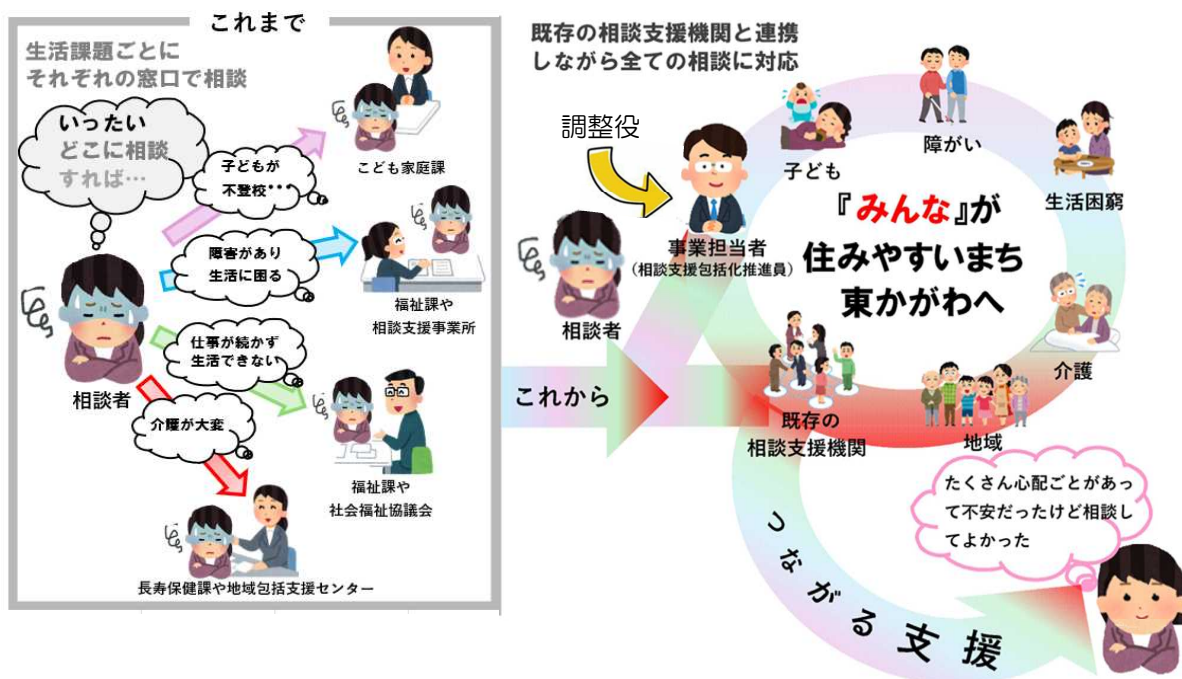
また、受け入れ先となる団体や地域の方々が抱える悩みや課題にも寄り添い、相互に円滑な交流ができるよう必要なサポートを行います。

●地域づくり事業 “人と地域あんしん事業”

地域のつながりを広げるため、既存の活動拠点の活性化を図ったり、新たな居場所の確保に取り組みながら、世代や属性を超えた地域の交流の場を整備します。

また、地域活動の充実を目指して「人と人」、「人と地域」が支え合いつながり続けられる活動支援として、交流・参加・学びの場を広げることで、活動の活性化や継続をサポートしながら“誰もが気軽につながれる地域づくり”に取り組めます。

相談支援のイメージ



一人ひとりに合った支援へつながるようサポートしてまいります。
「どこに相談すればよいかわからない」という場合もお気軽にご相談ください。



担当：相談支援包括化推進員

☎ この記事に関するお問い合わせ先

市民部 福祉課
市社会福祉協議会

TEL:0879-26-1228 / FAX:0879-26-1338
TEL:0879-26-1151 / FAX:0879-26-3016